

## 令和2年10月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時  
令和2年10月28日（水）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時30分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所203会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員  
農業委員11名
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
なし
- 6 出席した事務局職員  
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等  
第20号議案 農地法第5条の許可申請について  
第21号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について  
第22号議案 農用地利用集積計画の決定について  
第23号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配  
分計画案に対する意見について  
報告事項11 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより10月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、森下幸夫委員、若杉満委員にお願いをいたします。 本日の付議事件としては、第20号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第21号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」が1件、第22号議案「農

	<p>用地利用集積計画の決定について」が2件、第23号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地地用配分計画案に対する意見について」が2件でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定による「議事制限の参与」により、第22号議案、及び第23号議案の関連する議事、採決につきましては、当事者である松原圭子委員に退席を求めることといたします。</p>
会 長	<p>それでは早速ですが、第20号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第20号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく権利移動に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いいたします。</p> <p>第20号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>10月22日、若杉満委員と現地を調査いたしました。</p> <p>申請地は、新池交流館東交差点から南に約150メートル、西に約50メートルのところに位置しており、東側は農地、西側及び南側は道路、北側は新池交流館ふらっとに接しています。</p> <p>転用目的は、譲受人本社近隣に建設中の新社屋に勤務する従業員のための駐車場で、申請地は、新社屋から約250メートルと近いこと、従業員及び来客スペースとして十分なこと、交通利便性が高いなどの理由から選定したものでございます。</p> <p>雨水排水は、砂利敷きの自然浸透であること、南向き勾配で西側及び南側には既設排水路もあることから、周辺農地への影響はないものと考えます。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、本申請は許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>

会 長	質問もないようですので、第20号議案「農地法第5条の許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第20号議案について許可相当とすることに決定しました。 続いて、第21号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」、事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	第21号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」説明をします。 この議案は、生産緑地法第10条の規定に基づき買取申出をする生産緑地について買取申出の理由である死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障を生じた者が、「農業の主たる従事者」もしくは「一定割合以上従事しているもの」に該当していたことを証明することについて、農業委員会の意見を求めるものでございます。 申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 第21号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
若杉 満 委 員	10月22日、飯沼委員同伴のもと、水野政起職務代理と現地を調査しました。 申請地は、東名高速道路を横断した霞ヶ丘線のすぐ南側に隣接しており、全面が畑として綺麗に耕作されています。現況は、サツマイモ畑で、その周囲には果樹が植わっており、農地として十分な活用がされています。また、今後の耕作が困難である旨の診断書も添付されています。 以上のことから調査員としては、証明して差し支えないものと考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
松原八壽雄 委 員	生産緑地指定が外れると農地ではなくなってしまうのでしょうか。せっかく綺麗に耕作されているため、農地として残していく方法はないのでしょうか。
事務局	今後は、生産緑地の買い取り申出が出され、農地として買い取るかどうかの期間が設けられます。行為制限解除となれば、市街化区域内農地であるため、土地所有者の意向により農地以外のものとな

	っていく可能性が高いと思われます。
会 長	他に質問もないようですので、第 2 1 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	<b>【挙手全員】</b>
会 長	挙手全員により、第 2 1 号議案について証明することに決定しました。 続いて、第 2 2 号議案「農用地利用集積計画の決定について」、第 2 3 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」でございますが、これらの議案は農地中間管理事業の権利設定についての議案でございます。それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、議案の説明に移る前に、新任の委員の方におかれましては、農地中間管理事業の権利設定についての議案は、今回が初めてとなりますので、制度の概要について担当より説明させていただきます。
事務局	<b>【事業概要説明】</b>
事務局 補佐	それでは、第 2 2 号議案及び第 2 3 号議案について説明します。 第 2 2 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるものでございます。 続いて、第 2 3 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により尾張旭市が作成した農用地利用配分計画の案について、農業委員会の意見を聴取するものでございます。 内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 なお、それぞれ関連する案件が 2 件に分かれていますので、案件ごとに調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。
会 長	それでは、ただいまから、第 2 2 号議案および第 2 3 号議案に関連する番号 1 の議事に入りますので、裕原圭子委員には、ご退席していただくようお願いいたします。 <b>【退席（事務局案内）】</b> それでは、番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 補佐	<p>それでは、番号1について説明します。</p> <p><b>【第22号議案 番号1 調書の説明】</b></p> <p>なお、この議案の権利の設定を受ける者は農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合しているものと思われます。</p> <p><b>【第23号議案 番号1 調書の説明】</b></p> <p>なお、借受希望者は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に該当しているものと思われます。</p> <p>番号1の説明は以上です。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
若杉 満 委 員	<p>現況は、休耕地でしょうか。</p>
事務局	<p>当該農地は、JA（円滑化団体）が間に入って、別の借受者が9月頃まで耕作していたと聞いています。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>現地を見ると、農業用水がかからない構造となっているようですが、耕作者が水を使えるよう整備する必要はないでしょうか。</p>
事務局	<p>土地改良事業の地区内ですので、構造上取水できないことにはなっていないかと思います。当時の田から土を入れて畑地化していると推測されますので、現況水路との高さが合わないものと考えます。</p>
水野政起 職務代理	<p>愛知用水としましては、地元の管理区長や班長と設備がどうなっているのかよく確認して、必要に応じて対応していくものと考えます。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、第22号議案及び第23号議案の番号1について決定しました。</p> <p>それでは、事務局は、松原圭子委員を入室させてください。</p> <p><b>【入室（事務局案内）】</b></p> <p>続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、番号2について説明します。</p> <p><b>【第22号議案 番号2 調書の説明】</b></p> <p>なお、この議案の権利の設定を受ける者はすべて農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、農業経営基盤強化促</p>

	<p>進法第18条第3項の要件に適合しているものと思われます。</p> <p><b>【第23号議案 番号2 調書の説明】</b></p> <p>なお、借受希望者は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に該当しているものと思われます。</p> <p>番号2の説明は以上です。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、第22号議案及び第23号議案の番号2について決定しました。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項11「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、3件で746平方メートル、主な概要は、東大道町地内外で、露天駐車場1件、一般個人住宅2件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、7件で1,354.24平方メートル、主な概要は、井田町地内外で、一般個人住宅5件、集合住宅1件、露天駐車場1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>

事務局	<p>1点ございます。</p> <p>農地パトロールについてでございます。</p> <p>皆様、農地パトロールを実施していただきありがとうございました。今後、事務局にて農地パトロールの結果について取りまとめをしまして、遊休農地の所有者に対して11月中に利用意向調査書を発送する予定です。</p> <p>調査結果につきましては11月定例総会においてご報告いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、実際に農地パトロールをする中で、ご意見やご質問などあるかと思ひますので、総会終了後の事務連絡の際に事務局まで聞いていただければと思ひます。</p> <p>お知らせは以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は11月27日(金)午後1時30分から講堂2にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>